

平成21年度

# 新城市財務諸表

普通会計分

平成22年11月

総務部財政課

## 新城市の財務諸表

### 1. はじめに

1990年代後半に入って、日本においても企業のIR(Investor Relations)が急速に活発化し、現在、企業の信用力の向上、資金調達の円滑化、企業イメージの向上等に重要な役割を担うようになってきています。IRは、投資家との良好な関係を構築する手段として有効であり、また資金調達の円滑化に資することから、中小企業を含め今後さらに進むものと予測されます。

一方、自治体においては、税で運営されているという特殊性から、総合計画等各種計画の公表による自治体の経営方針の表明、各種説明会や施設見学会の開催、広報紙、ホームページ等による情報提供、予算決算財産状況の公表等企業のIRとは異なるものの同様の取り組みが早くからなされてきました。新城市においても、他の自治体同様各分野において行われていますが、財務関係においては、予算及びその執行状況、決算、財産や債務の状況等を広報紙、市ホームページで情報提供するとともに、冊子「ザイセイの話」を毎年発行し、情報を発信してきたところです。しかし、財務関係においては、先進的な企業のIRと比べると会計方式が異なること(複式簿記方式と単式簿記方式等)もあり、さらに改善すべき点があります。

このような状況の中、平成18年に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」いわゆる行革推進法が成立し、行革の一つとして各地方公共団体は資産及び債務の把握管理体制を整備することになりました。また、これと関係して政府は、地方公共団体に対し、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他財務書類いわゆる「財務諸表」の整備を要請しております。この財務諸表の作成は、義務ではなく自治体の任意ですが、前述のとおり先進的な企業のIR(財務関係部分)と比べると新城市の財務情報提供には改善すべき点があることから、新城市では平成20年度決算より財務諸表を作成し、公表しています。

今般、新城市の財務のうち、普通会計(一般会計と地域下水道会計)分について、財務諸表を作成しました。今後、連結対象である特別会計と一部事務組合、広域連合、土地開発公社等の外部団体の財務諸表が揃うのを待って、新城市の連結財務諸表を作成していきます。

なお、新城市の財務諸表は、総務省が公表した「新地方公会計制度研究会報告書」の「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」を採用し、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」の4表を作成しています。

※ IR：企業が投資家向けに経営状況や財務状況、業績動向に関する情報を発信する広報活動。企業と株主間の理解を深めるのが目的。具体的な活動には、ホームページ上での情報開示、各種説明会等の開催、工場や施設見学会、投資家向け広報誌の刊行など。

### 2. 基準モデルの特徴

新地方公会計制度は、企業会計の慣行と会計事務を基に、資産、税金や移転収支など地方自治体の特殊性を加味した財務書類で、開始貸借対照表を固定資産台帳に基づき作成し、現金取引情報に止まらず、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提としたものです。

従来から作成していた旧総務省方式では、固定資産については昭和44年以降の決算統計の普通建設事業費の積み上げにより算定していましたが、この基準モデルでは現存する固定資産を洗い直し、公正価値

により評価しています。

### 3. 財務諸表の作成基準

新城市の財務諸表は、平成18年8月31日付け総務事務次官通知に基づき、「新地方公会計制度研究会報告書」の「第二章」「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及びその後公表された「新地方公会計制度実務研究会報告」の「第2部基準モデルに基づく財務書類作成要領」（以下、「作成要領等」と呼びます）によって作成しています。

#### (ア) 対象会計

新城市の普通会計として、一般会計と地域下水道事業会計を対象としています。

#### (イ) 対象年度

対象は平成21年度で、平成22年3月31日を作成基準日としています。なお、出納整理期間（平成21年度の会計については、平成22年4月1日から5月31日まで）における出納については、基準日までに終了したものとして処理しています。

#### (ウ) 一年基準

負債の部における流動・非流動の区分については、原則として1年基準を採用しています。

#### (エ) 有形固定資産

有形固定資産の計上については、「公正価値」評価によるものとしています。公正価値とは、主に、将来の経済的便益の割引現在価値、市場における実現可能価値、再調達原価または取得原価のいずれかを意味します。

基準モデルでは、有形固定資産を作成要領等に基づき、「事業用資産」と「インフラ資産」とに区分して計上しています。また、事業用資産とインフラ資産の区別については、作成要領等にある《別表B1 事業用資産とインフラ資産の区分表》に従っています。

#### (オ) 減価償却費

有形固定資産の減価償却費は、資産種別ごとに作成要領等に示された耐用年数に基づき、残存価格をゼロとする定額法で計算しています。土地については、減価償却を行いません。

その際、有形固定資産のうち事業資産として整理された資産については、減価償却費を行政コスト計算書に費用として計上しています。また、インフラ資産として整理された資産については、減価償却費相当額を、直接資本減耗という科目で、純資産変動計算書の方に計上しています。

#### 4. 財務諸表の内容

##### (ア) 貸借対照表

貸借対照表は【資産の部】に資金の運用状態を示すものとして、財産や権利など将来にわたる様々な行政サービスを提供する「財産」を、一定のルールに従って評価した金額が記載しています。また、【負債の部】は、それらを築くための借入金などの「負債」を、【純資産の部】は、国県支出金と税金などの過去に使われた財源を記載しています。平成21年度における本市の普通会計における貸借対照表は、資産が1,363億円、負債が303億円、資産から負債を引いた純資産が1,060億円となりました。

自己資本比率は78%となっており、民間企業と比べると高い水準となっています。また、純資産は換金できないインフラ資産相当分828億円を除いても232億円のプラスとなっています。

資産は、「金融資産」と「非金融資産」に大別されます。金融資産は、現金そのものである資金や現金化が容易な資産が集められています。現金以外の金融資産は、「債権」「有価証券」「投資等」に分けられます。「債権」の中には、税等未収金（市税の滞納分）や貸付金が含まれます。「投資等」の中には、出資金や基金・積立金が含まれます。

「非金融資産」は、小・中学校や公民館などの土地・建物、機械器具や物品などの「事業用資産」、道路や河川、橋梁などに代表される「インフラ資産」に区分されます。

一方、「負債」は、資産を形成するために使用された資金のうち、主に、将来世代の負担において賄われる金額を表しています。負債は、大きく「流動負債」と「非流動負債」に分けられます。流動負債の中には、1年以内に返済が必要な市債や借入金が含まれます。また、非流動負債の中には、1年超の残存期間を残す市債や事業債があります。退職給付引当金については、年度末に職員が全員退職した場合に支払われる退職金の推計総額で59億円あります。

純資産は、資産形成のうち、現在までの世代が負担した分（国や県からの補助金等も含む）を表します。負債と純資産の割合をみると、負債が22%程度、純資産が78%程度となっています。純資産の比率が高いということは、本市の資産形成において、これまでの世代が負担した割合が多く、将来世代に引き継ぐものが多いことを示しています。

前年度と比較して、資産が18億円、負債が11億円減少し、その結果として純資産が7億円減少しました。資産の減少は、金融資産の税等未収金に計上してある国庫支出金（臨時交付金等）が減少し、財政調整基金等の積立金が増加しましたが、非金融資産が、3年に1度行う土地の評価替えにより27億円、事業用資産の減価償却で14億円、インフラ資産の直接資本減耗で21億円減少したことが主な要因です。負債減少の主な要因は、退職給付引当金と、地方債の減少によるものです。

##### ①<資産の部>

###### 1. 金融資産

現金・預金及び1年以内に現金化することが可能な資産を金融資産として計上しています。

(ア) 資金は、平成21年度末に本市が保有している現金及び預金から構成しています。出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

(イ) 税等未収金

年度末までに回収できなかった税金等です。

(千円)

科目名	20年度末	21年度末
市民税	176,436	195,437
固定資産税	197,385	220,111
軽自動車税	5,307	5,814
入湯税	3,739	3,070
都市計画税	14,068	15,646
県支出金	0	8,232
国庫支出金	1,229,898	267,826
合計	1,626,833	716,136

- (ウ) 未収金は、年度末までに回収できなかった未収入金のうち、税等未収金以外のもので、使用料・手数料収入等が該当します。
- (エ) 貸付金は、貸付先に対する融資残高を計上しています。
- (オ) 貸倒引当金は、税等未収金や未収金について、今後の回収ができないと見込まれる金額を見積計上しています。
- 見積額の計算については、作成要領等に「過去3年間の実績（不納欠損率）に基づいて算定することができる」とされているため、その方法で計算しています。
- (カ) 有価証券は、本市が持つ株式や債券で、市場価格があるものについては、年度末の市場価格をもって計上しています。市場価格のないものについては、取得原価をもって計上しています。
- (キ) 出資金は、本市が政策目的をもって保有する有価証券を分類しています。市場価格があるものについては、年度末の市場価格をもって計上しています。市場価格のないものについては、取得原価をもって計上しています。
- (ク) 財政調整基金は、将来の資金不足に備えて、預金等により保有している積立金です。
- (ケ) 減債基金は、将来の市債償還に備えて、預金等により保有している積立金です。
- (コ) その他の投資は、出捐金を計上しています。

## 2. 非金融資産

- (ア) 事業用資産としての有形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上しています。具体的には、土地、立木竹、建物、工作物、機械器具、物品、船舶、航空機、その他有形固定資産、建設仮勘定等に区分しています。
- (イ) 物品については、取得価格または残存価格が50万円以上の重要物品を計上しています。
- (ウ) 事業用資産としての無形固定資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上しています。具体的には、地上権、特許権、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産に区分しています。
- (エ) ソフトウェアは、行政サービスを提供するに当たって本市が保有するソフトウェア制作費を計上しています。
- (オ) インフラ資産は、それを形成のためにお金が使われましたが、持っていて将来売却することができない、あるいは収入が発生して現金の流入が見込まれない資産をいいます。インフ

ラ資産は、その種類ごとに表示科目を設けて計上しています。具体的には、公共用財産用地（土地相当額）、公共用財産施設（建物相当額）、その他公共用財産、公共用財産建設仮勘定（インフラ資産における継続中の事業費等）等に区分して表示しています。

## ② <負債の部>

- (ア) 負債は、「流動負債」及び「非流動負債」に分類して表示しています。
- (イ) 未払金及び未払費用は、平成21年度末時点で、支払義務が生じていますが、まだ支払っていないもの（未払金）、既にサービスを受けたが、未だその対価の支払を終えていないもの（未払費用）を一括して計上しています。なお、翌々年度以降の支出予定額については、非流動負債の「その他の非流動負債」に計上しています。
- (ウ) 賞与引当金は、在籍者に対する平成22年6月支給予定の期末・勤勉手当総額のうち、平成21年度支給対象期間（12月1日～3月31日まで）／全支給対象期間（6ヶ月）の割合を乗じた額を計上する平成21年度末時点までの期間に対応する期末手当・勤勉手当の部分を計上しています。
- (エ) 預り金（保管金等）は、歳計外現金の残高を計上しています。
- (オ) 公債（短期）は、本市が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のものです。
- (カ) 公債は、本市が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものです。
- (キ) 退職給付引当金は、業務に従事する職員全員が年度末に普通退職した場合に必要な退職手当の支給額を全額計上しています。算出方法は、一人ひとりの退職金を個別に計算する積み上げ方式によっています。

## ③ <純資産の部>

- (ア) 純資産は、「財源」、「資産形成充当財源」及び「その他の純資産」に区分して表示しています。
- (イ) 財源は、利用可能な資源の蓄積をいい、原則として資金の形態で保有されるものです。
- (ウ) 資産形成充当財源は、資産形成のために充当した資源の蓄積を意味します。原則として資金以外の形態（固定資産や金融資産等）で保有されるものです。換言すれば、本市が調達した財源を充当して資産形成を行った場合、その資産の残高（減価償却費・直接資本減耗相当額累計額の控除後）を意味するものです。
- (エ) その他の純資産は、上記財源、資産形成充当財源以外の純資産をいいます。

## (イ) 行政コスト計算書

市の行政活動は、将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスも提供しています。この行政サービスの提供のために市がどのような費用の使い方をしたのかを把握することが重要になります。行政コスト計算書は、このコストという側面から1年間に行われた市の行政活動に関する情報を提供するものです。

平成21年度における行政コスト計算書では、経常費用合計（総行政コスト）が176億円、経常収益合計が14億円で純経常費用（純行政コスト）はマイナス162億円となりました。

前年度と比較すると、純行政コストは14億円減少しました。これは、経常収益が4億円、総行政コストが18億円増加したためです。経常収益は、新東名高速道路関連の公共補償金、助成金などの業務関連収益が大きく増加し、総行政コストでは、定額給付金等のその他の移転支出、障害者福祉関連給付金、手当等の社会保障給付の移転支出が増加したことが主な要因です。

行政コスト計算書は、大きくは「経常費用」及び「経常収益」に区分して表示しています。このうち、経常費用合計は1年間に掛かった総行政コストを意味します。また、経常費用合計から経常収益合計を引いて計算される純経常費用は純行政コストを意味します。

行政コスト計算書で計算される純経常費用（純行政コスト）は、もう一つの財務諸表である純資産変動計算書の（財源変動の部）に振替えられることになっています。

経常費用は、毎会計年度、経常的に発生するもので、「経常業務費用」及び「移転支出」に分類して計上しています。

1. 人件費は、「職員給料」、「退職給付費用」及び「その他の人件費」に分類しています。
  2. 職員給料は、職員等に対して支払われる給料です。
  3. 退職給付費用は、前期末退職給付引当金残高と当期末退職給付引当金残高の差額を計上しています。
  4. その他の人件費は、上記職員給料、退職給付費用以外の人件費が集計されています。
  5. 消耗品費は、消耗品や事務用品の購入費用や資産計上されない備品購入費等です。
  6. 維持補修費は、資産の機能維持のために必要な修繕費等のことです。
  7. 減価償却費は、事業用資産について、一定の耐用年数に基づき計算された平成21年度の負担となる資産価値減少金額です。当年度の「設備使用料」ともいえる費用です。
  8. その他の物件費は、上記物品購入費、維持補修費以外の物件費です。
  9. 貸倒引当金繰入は、前期末貸倒引当金残高と当期末貸倒引当金残高の差額を計上しています。
  10. その他の経費は、上記公債費（利払分）、借入金利息及び貸倒引当金繰入以外の経費です。
  11. 公債費（利払分）は、本市が発行している地方債にかかる利息負担金額です。
  12. 借入金利息は、他の団体・金融機関等からの借入金にかかる利息負担金額です。
- ② 移転支出は、毎会計年度、経常的に発生する対価を求めない支出をいいます。
1. 補助金等支出は、政策目的による補助金等の支出です。
  2. 社会保障関係費等移転支出は、社会保障給付としての扶助費等の支出です。
  3. その他の移転支出は、上記扶助費等支出及び補助金等支出以外の経常移転支出のことです。
- ③ 経常収益は、毎会計年度、経常的に発生するものです。

1. 業務収益は、「自己収入」及び「その他の業務収益」に分類して表示します。
2. 自己収入は、本市がその活動として一定のサービスを提供する場合に、そのサービスの対価として使用料・手数料等の形態で徴収する対価のことです。
3. その他の業務収益は、上記自己収入以外の業務収益が集計されています。
4. 受取利息等は、本市が保有する有価証券や貸付金から発生する受取配当金や受取利息等のことです。
5. その他の業務関連外収益は、上記受取利息等以外の業務外収益のことです。

## (ウ) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産（過去の世代が負担した将来返済しなくてもよい財産）が、平成21年度中にどのように変動したかを明らかにすることを目的として作成するものです。

純資産変動計算書は、「財源変動の部」、「資産形成充当財源変動の部」及び「その他の純資産変動の部」に区分して表示しています。

- ① 財源変動の部は、「財源の使途」及び「財源の調達」に分類して表示しています。
- ② 財源の使途は、「純経常費用への財源措置」、「固定資産形成への財源措置」、「長期金融資産への財源措置」及び「その他の財源の使途」に分類して表示しています。
  1. 純経常費用への財源措置は、行政コスト計算書で計算された純経常費用（純行政コスト）に支出（または支出が確定）した金額のことで。
  2. 固定資産形成への財源措置は、事業用資産・インフラ資産の形成のために支出（または支出が確定）した金額のことで。
  3. 長期金融資産への財源措置は、新たな長期金融資産（貸付金・出資金等）のために支出した金額のことで。
  4. その他の財源の使途は、上記純経常費用への財源措置、固定資産形成への財源措置及び長期金融資産への財源措置以外の財源の使い道のことで。
- ③ 財源の調達は、「税金」、「社会保険料」、「移転収入」及び「その他の財源の調達」に分類して表示します。
  1. 税金は、個人所得課税、法人所得課税等のことで。
  2. 移転収入は、国や県から当市に支払われる資金で、補助金や交付税などが含まれています。
  3. その他の財源の調達は、上記税金及び資本移転収入以外の財源の調達の事。具体的には、固定資産売却収入（元本分）や長期金融資産償還収入（元本分）などがあります。
- ④ 資産形成充当財源変動の部は、「固定資産の変動」、「長期金融資産の変動」及び「評価・換算差額等の変動」に分類して表示しています。
  1. 固定資産の変動は、「固定資産の減少」及び「固定資産の増加」に分類して表示しています。
  2. 固定資産の減少は、事業用資産の減価償却費相当額、インフラ資産の直接資本減耗相当額及び固定資産の除売却金額から構成されています。
  3. 固定資産の増加は、固定資産形成及び無償所管換等（受入）による保有資産の増加額です。このうち固定資産形成は、事業用資産・インフラ資産の形成のために支出した金額です。
- ⑤ 長期金融資産の変動
  1. 長期金融資産の変動は、「長期金融資産の減少」及び「長期金融資産の増加」に分類して表示しています。
  2. 長期金融資産の減少は、貸付金等の償還、出資金の引揚げ、有価証券の売却等による減少金額のことで。
  3. 長期金融資産の増加は、新たな長期金融資産（貸付金・出資金等）のために支出した金額をいい、原則として財源の使途における長期金融資産への財源措置の金額と一致しています。
- ⑥ その他の純資産変動の部

開始時未分析残高は基準モデルにおいて採用されている概念です。

新地方公会計モデル適用初年度の期首においては、純資産の区分(財源か資産形成充当財源)

や財源構成(資産形成充当財源の財源区分)が不明確であるため、開始時点における純資産を一括して開始時未分析残高として処理することとしています。

開始時以降に増減する純資産については(2年目以降は)、財源や資産形成充当財源で表すこととなり、開始時未分析残高が増加することはありません。また、当年度取得の固定資産の減価償却・直接資本減耗は、取得年度の翌年から開始するために、当年度に現れる減価償却費や直接資本減耗費は過年度取得の資産に対するものです。

開始未分析残高は、毎年その見合いの償却対象資産が減価したり(償却・資本減耗相当額を減少)、過去の金融資産が償還されたり(充当財源が使える財源に戻る)するのに見合って、相当額を減少させています。

⑦ 本市の純資産変動計算書の概略

税込86億円、移転収入93億円等総額216億円の財源を調達しており、これを基に純経常費用162億円、固定資産形成24億円、長期金融資産形成8億円等総額215億円の財源を使っています。

一方、資産形成充当財源は、当期の固定資産・長期金融資産形成分で26億円増加しています。

開始時未分析残高は、当期において34億円減少しています。このうち減価償却・直接資本減耗によるものが33億円、固定資産除売却相当額が1億円あります。

前年度と比較して、純資産が7億円減少しました。これは貸借対照表で説明した固定資産の変動が大きな要因で、当年において将来世代への負担先送り額がこれだけ増加したといえます。また、減価償却・直接資本減耗相当額といえる開始時未分析残高の減少額より資産形成充当財源増加額の方が小さいことから、設備の更新が課題ではないため、今後、設備の更新が大きな課題となっています。

## (工) 資金収支計算書

資金収支計算書は、本市の資金収支の状態、すなわち資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成します。

- ① 資金収支計算書は、「経常的収支区分」、「資本的収支区分」及び「財務的収支区分」の三区分別に表示しています。
- ② 資金収支計算書の期末資金残高は、貸借対照表の資産の部の資金勘定と一致します。
- ③ 経常的収支区分は、「経常的支出」及び「経常的収入」に分類して表示しています。
  1. 経常業務費用支出は、業務費用（人件費、物件費、経費にかかる支出）及び業務関連費用支出（財務的支出に属する支払利息を除く）で構成しています。
  2. 移転支出は、補助金等移転支出、社会保障関係費等移転支出、その他移転支出等で構成しています。
  3. 経常的収入は、「租税収入」、「社会保険料収入」「経常業務収益収入」及び「転収入」に分類して表示しています。
  4. 租税収入は、個人所得課税、法人所得課税等です。
  5. 経常業務収益収入は、業務収益収入及び業務関連収益収入で構成しています。
  6. 補助金等移転収入は、本市の活動に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他団体等から経常的に支払われるものです。
- ④ 資本的収支区分
  1. 資本的収支区分は、「資本的支出」及び「資本的収入」に分類して表示しています。
  2. 資本的支出は、固定資産形成支出、金融資産形成支出などで構成しています。
  3. 資本的収入は固定資産売却収入や長期金融資産元本償還収入などで構成しています。
- ⑤ 基礎的財政収支は、経常的収支区分及び資本的収支区分の合計額として、当該本市の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）を表示しています。
- ⑥ 財務的収支区分は、「財務的支出」及び「財務的収入」に分類して表示しています。
  1. 財務的支出は、「支払利息支出」及び「元本償還支出」に分類して表示しています。
  2. 支払利息支出は、地方債・借入金等にかかる支払利息の支出のことです。
  3. 元本償還支出は、地方債・借入金等にかかる元本償還の支出のことです。
  4. 財務的収入は、公債発行収入、借入金収入等で構成しています。
- ⑦ 本市の資金収支計算書の概略

経常収支プラス41億円、資本的収支マイナス29億円で基礎的財政収支はプラス12億円となっています。一方、財務的収支はマイナス12億円です。

経常収支がプラスであることから比較的堅調な行政運営がうかがえます。資本的収支がマイナスであることから資産形成を積極的に行っていることがうかがえます。また特に財務的収支がマイナスであることは、公債の返済が進んでいることを示しており、ここからの将来世代への負担先送り額が減少していることが見て取れます。

前年度と比較して、今年度末の資金残高が3千万円減少しました。

主な変動は、景気後退の影響などによる租税収入4億5千万円の減少、財政調整基金等の積立による資本的支出2億2千万円の増加、経済対策等による国県補助金、交付税などの移転収入22億5千万円増加などがあげられます。

#### 4つの財務諸表からわかる指標（普通会計分）

##### ・ 市民一人当たりの資産と負債、純行政コスト

	H20	H21	比較
資産	269万円	268万円	△1万円
負債	61万円	60万円	△1万円
純行政コスト	29万円	32万円	+3万円

（平成21年3月31日現在総人口51,402人、平成22年3月31日現在総人口50,948人）

##### ・ 純資産比率〔純資産／総資産〕

企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であるといえます。純資産のうち、返済義務のない純資産がどれくらいの割合かを表します。

H20	H21	比較
77.2%	77.7%	+0.5%

##### ・ 負債比率〔負債／純資産〕

純資産（自己資本）に対する負債（借入金）の割合を表すもので、この指標が低いほど財政状況が健全であるといえます。

H20	H21	比較
29.5%	28.6%	△0.9%

##### ・ 社会資本形成の世代間比率〔純資産／（事業用資産＋インフラ資産）〕

社会資本の整備の結果を示す事業用資産と、インフラ資産の合計額のうち、純資産による整備の割合を示し、現役世代により既に負担された割合を示しています。この比率が高いほど社会資本を現役世代が負担したことになり、将来世代への不安を抑え、健全な財政状況であるといえます。

H20	H21	比較
82.3%	82.7%	+0.4%

##### ・ 地方債返済への対応余力〔金融資産／地方債残高〕

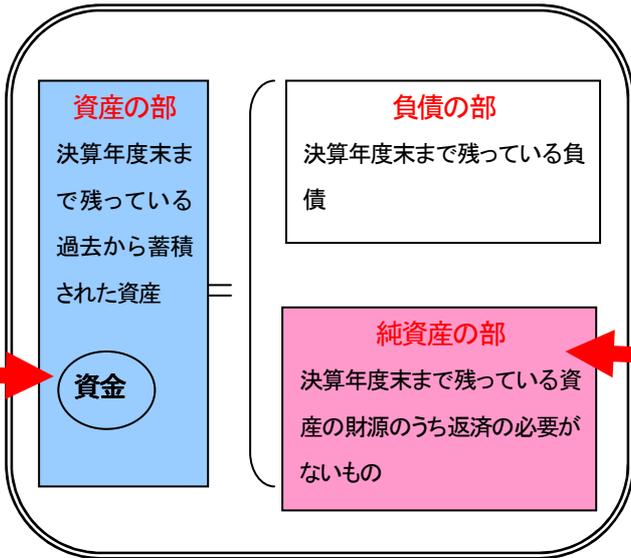
仮に地方債を一括で返済すると、その返済に対してどのくらいの資金が準備されているかを判断する指標です。本市では、地方債の未償還残高より、資金、基金、積立金などの金融資産が大きく下回っています。

H20	H21	比較
34.9%	34.4%	△0.5%

### 【財務諸表の関連】

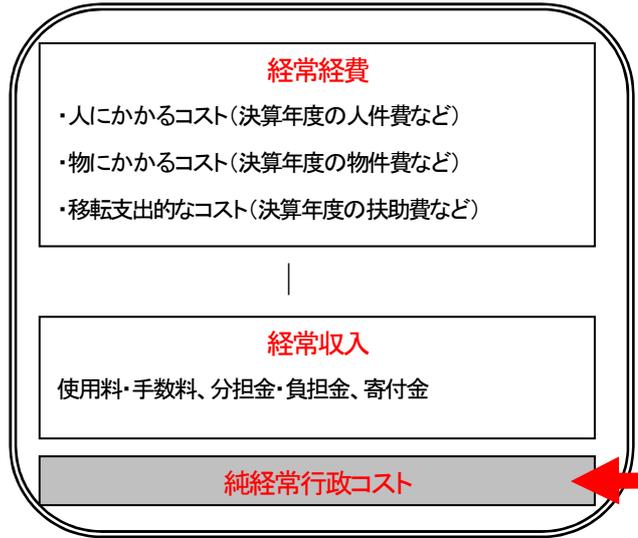
#### 《貸借対照表》

市が保有する公共施設やインフラ資産などの「資産」に対して、地方債や退職手当引当金などの将来返済しなければならない「負債」や返済を要しない「純資産」に関するストックの情報等を総括的に表したものの。



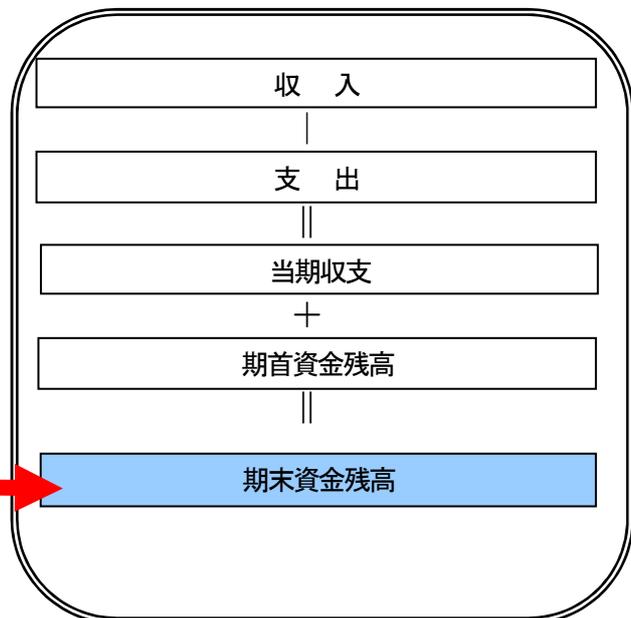
#### 《行政コスト計算書》

企業の損益計算表に相当するもので、一年間の行政サービス（資産形成に係るものを除く）に要したコストとその財源の対応をフロー情報として示したものの。現金収支だけでなく、減価償却費や各種引当金の繰入額が計上される。



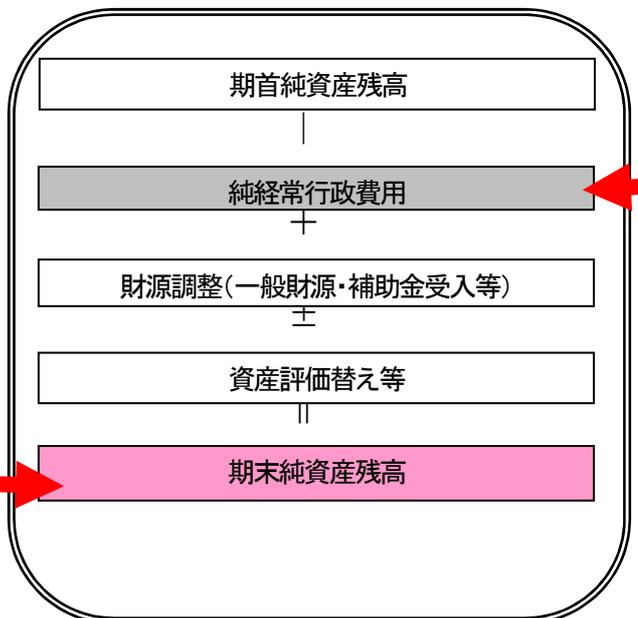
#### 《資金収支計算書》

一年間の歳計現金の出入りを「経常的収支」、「公共資産整備収支」、「投資・財務的収支」の3つに区分して収支を説明したもの。



#### 《純資産変動計算書》

貸借対照表の「純資産の部」の一年間の変動を財源の受入状況や振替の状況を細かく示して説明するもの。



(ア) 資産の評価方法

「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月18日公表)及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月17日公表)に記載されている作成要領に基づき、資産評価を行っています。

科目	種類	評価方法
土地	事業用資産(普通財産)	1筆ごと個別評価
	事業用資産(行政財産)	地積×旧市町村別の平均単価
	インフラ資産	地積×旧市町村別の平均単価
立木竹	市有林	森林面積×樹種林齢別単価
建物	建築価格が判明	建築価格×デフレーター
	建築価格が不明	延床面積×建物構造別・用途別単価
工作物	道路	延長距離×幅員別単価
	農道	農道延長距離×幅員別単価
	林道	林道延長距離×平均単価
	橋梁	橋梁面積×上部平均単価+下部平均設計額
	河川	合併後の河川改良工事費
	防火水槽	取得価格による個別評価(40㎡以上のみ)
	公園	合併後に供用開始した都市公園の工事費
	プール	プール水面積×国庫補助基準単価
機械器具	医療器具等	取得価格による個別評価(残存50万円以上)
物品	備品	取得価格による個別評価(残存50万円以上)
無形固定資産	ソフトウェア	取得価格による個別評価
	電話加入権	備忘価格(1円)で評価
	地上権	備忘価格(1円)で評価

(イ) 基準モデルに基づく財務書類作成要領 別表B

新地方公会計制度実務研究会報告書より抜粋

別表B1 事業用資産とインフラ資産の区分表

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
1 行政財産				
1 1 公用財産				
1 1 1 庁舎	本庁、支所		○	
1 1 2 その他公用施設	職員宿舎		○	
2 公共用財産				
2 1 福祉施設				
2 1 1 社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
2 1 2 児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
2 2 公衆衛生施設				
2 2 1 公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
2 2 2 清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設			○
3 農林水産業施設				
3 1 農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く		○
3 2 林業関係施設		林道、一部の山林を除く		○
3 3 水産業関係施設		漁港を除く		○
4 商工観光施設				
4 1 商工施設		公営事業を除く	○	
4 2 観光施設		公営事業を除く	○	
5 道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
6 河川	河川、池沼			○
7 港湾	港湾、漁港			○
8 公園	都市公園、児童公園			○
9 住宅	公営住宅	職員住宅を除く	○	
10 防災	護岸、治山			○
11 教育施設				
11 1 学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
11 2 社会教育施設	図書館、市民会館		○	
11 3 給食施設	給食センター		○	
11 4 教員住宅			○	
12 公営事業				
12 1 上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
12 2 下水道施設	都市下水道、集落排水施設			○
12 3 病院			○	
12 4 その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設、駐車場	電気・ガスはインフラ資産	△	△
2 普通財産				
2 1 土地				
2 1 1 売却可能土地			○	
2 1 2 その他			○	
2 2 その他普通財産			○	

注1)「△」印は、具体的なケースに即して判断する。

別表B2 基本耐用年数表

	本資産算定で使用する耐用年数		財務省令での耐用年数	
	資産名	耐用年数	資産名	耐用年数
有形固定資産	建築物	別表B3参照	建築物	
	道路 注1)	48	道路	15
	林道(道路に準ずる)	48		
	農道(道路に準ずる)	48		
	橋梁	60	橋梁	60
	トンネル	75	トンネル	75
	立体交差(地下式)	75	立体交差(地下式)	75
	人工地盤	60	人工地盤	60
	区画整理	40		
	公園 注2)	40	公園	20
	防火水槽	30	防火水槽	30
	プール	30	プール	30
	河川(治水) 注1)	49	河川	30
	水路	30	水路	30
	水門・樋門	25	水門・樋門	25
	池沼	30	池沼	30
	農業農村整備	20		
	治山	30		
	砂防	50		
	漁港 注1)	50	漁港	50
	港湾 注1)	49	港湾	50
	空港	25		
	海岸保全 注1)	30		
	ポンプ施設 注4) (防災用排水用)	15		
	ごみ焼却場			
	機械及び装置	別表B4参照		
	物品	別表B4参照		
	無形固定資産	地役権(地上権)	5	
特許権		8	特許権	8
ソフトウェア(複写後販売用)		3	ソフトウェア(同左)	3
ソフトウェア(その他)		5	ソフトウェア(同左)	5
電話加入権		20	電話加入権	20
漁業権		10	漁業権	10
ダム使用権		55	ダム使用権	55
水利権	20	水利権	20	
その他	下水道施設(例) 注3)			
	下水管きよ	50		
	処理設備	50		
	ポンプ設備	20		
	施設利用権 (流域下水処理場利用分)	50		